

○鯖江広域衛生施設組合職員の懲戒の手続  
および効果に関する条例

（昭和58年5月26日）  
（条例第8号）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づく職員の懲戒の手続および効果に関しては、鯖江市職員の懲戒の手続および効果に関する条例（昭和30年鯖江市条例第18号）の例による。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。